

協働による

魅力的な 景観まちづくり のために

[行政が取り組む
景観まちづくり
教育の手引き]

はじめに—景観まちづくり教育のススメ

わが国の良好な景観の形成を促進するため、平成 16 年に景観法が制定されました。国民の生活やわが国の経済活動等を支える社会資本整備は、量的には一定の充足を見ましたが、一方で、より質の高い生活空間を求める声が強くなっており、地域の個性や潤いのある生活環境と密接に関わる景観をよりよくしたいという気運が高まり、活動が活発化しています。景観法は、そのような社会的な状況を制定の背景とする、わが国で初めての景観に関する総合的な法律です。

景観法では、その目的の実現のために、景観まちづくりに関係する者の責務が定められています。行政は、それぞれの地域にふさわしい景観まちづくりに関する諸施策を実施する役割を持っていますし、事業者や住民は、景観法の基本理念を理解し、良好な景観形成に積極的な役割を果たすことが求められています。

「景観まちづくり教育」は、景観まちづくりにおいて多くの人に積極的な役割を果たすようになってもらうための具体的な取り組みの一つです。

この手引きは、多様な立場を持つ方々を対象に、行政としてどのような景観まちづくり教育の取り組みを推進すればよいか、その大枠を示したものです。本手引きを参考に、ぜひ景観まちづくり教育に取り組み、ひいては魅力的な景観まちづくりを推進いただくことを期待します。

国土交通省 都市・地域整備局 景観室

目次

- 景観まちづくりの推進と景観まちづくり教育のねらい ②
- 景観まちづくり教育の大きな枠組み ④
- 景観まちづくり教育の具体的な取り組み方 ⑥

景観まちづくりの推進と景観まちづくり教育のねらい

景観まちづくりの意義と魅力

- 景観まちづくりは、それぞれのまちや地域が、住民ひとりひとりの資産となり、次代に引き継ぐに値する魅力的なものとなるよう、行政や住民・事業者等が協働して行う取り組みです。
- 景観まちづくりは、以下に示すように、まちや地域に対して意義深く、取り組む人たちにとっても魅力的な取り組みです。また、行政の立場から見れば、質の高さや美しさを重視した社会資本整備の実現や快適で心地よい生活環境の創出、さらには市民の生涯学習の機会の提供といった、全庁横断的な連携のもとで取り組むべき、重要な政策領域と捉えられます。

1. 身の回りの心地よさを創り出す

身近な空間の見え方や印象を美しく快適に整える景観まちづくりを通じて、身の回りの心地よさが得られます。

2. まちの個性を育む

歴史的・伝統的な景観の保全や、まちの新しい魅力をつくる景観まちづくりは、わがまちらしさ・まちの個性を育みます。

3. 地域の課題改善に役立つ

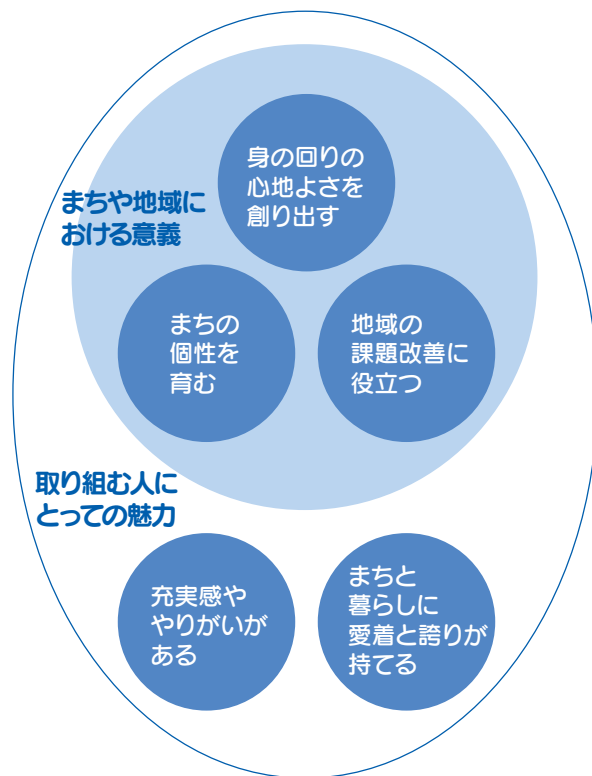
地域の活性化、コミュニティの育成などの地域の課題改善にも景観まちづくりは役立ちます。

4. 充実感ややりがいがある

景観まちづくりは、目に見える成果や地域の人々との交流などを通じて、取り組む人に大きな充実感をもたらします。

5. まちと暮らしに愛着と誇りが持てる

景観まちづくりを通じて、自分のまちや暮らしの良さに気づき、愛着や誇りを持てるようになります。



景観まちづくりの推進と景観まちづくり教育の必要性

【景観まちづくりの推進】

- それぞれのまちや地域の魅力的な景観を守り、つくり、育てる景観まちづくりには、さまざまな取り組み方のタイプがありますが、行政の立場から見た場合、おおむね右のようなタイプに整理できるでしょう。それぞれにおいて、よりよい景観形成がなされていくよう、行政として適切かつ積極的に関与していく必要があります。

【景観まちづくり教育の必要性】

- 景観の維持・継承や改善・創出には、長い時間が必要であり、また、景観まちづくりは、多くの人たちの自覚に基づく主体的な関与が必要です。そのため、その推進にはひとりひとりの景観や景観まちづくりに対する意識の啓発や知識の普及が重要となります。よりよい景観形成を行っていく上で、それぞれのまちや地域にふさわしい景観まちづくり教育を行う必要性があるのです。

《景観まちづくりのタイプ》

行政自らが主体的に行う
景観まちづくり等（公共施設の整備など）

景観形成に関わる規制・誘導の実施等
（景観計画の策定・景観条例の制定など）

民間の景観まちづくりの支援等
（助成の実施・情報の提供など）

景観まちづくりに関する啓発等
（情報の提供・表彰の実施など）

景観まちづくり教育のねらいと考え方



- 景観まちづくり教育のねらい(目的・役割)は、
『地域の住民や事業者が、よりよい景観まちづくりを行うことを自分の問題として捉え、積極的に良好な景観を守り、つくり、育てていこうとする意識を持ち、具体的な景観まちづくりに関して、理解を示し行動するような人材を育成すること』です。



- 身の回りの景観への関心を喚起することから始め、そこから、地域の景観を維持・継承・改善するための様々な景観まちづくりに意識を向けていくことによって、最終的には、景観を守り育てる活動(景観まちづくり)に取り組むようになってもらうこと、そのような姿勢を身につけてもらうことができると考えられます。



- このようなものですから、景観まちづくり教育は、教室で椅子に座って行うというばかりのものではありません。例えば、身の回りの景観への関心を喚起するというのであれば、絵画コンクールや写真コンテストなども、景観まちづくり教育の一つになると考えられます。また、地道な景観まちづくりの取り組みの積み重ね自体が、これに関わる人たちの教育につながるという側面も備えています。



- 景観ないし景観まちづくりに関わるあらゆる取り組みが教育につながる可能性があるということを念頭において、それぞれの地域ができる範囲で創意工夫を持った取り組みを行っていただければと思います。

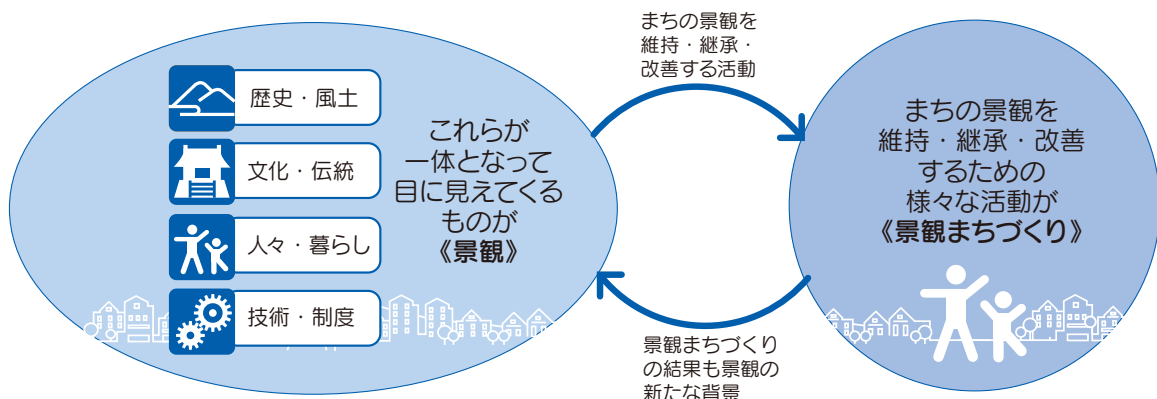
景観まちづくり教育を通じて広く理解してもらいたいこと

「景観」とは…

- 景観は、それぞれの地域ごとの歴史、地勢や生態系などの風土、文化や伝統、私達一人ひとりの暮らしや経済活動等と、技術の進歩や法律等の制度などが背景となってつくられるものです。
- 良好な景観は、地域の個性や特色をわかりやすく特徴づけるものであり、人々の地域に対する愛着やふるさと意識を育みます。
- 身の回りの良好な景観は、潤いある魅力的で豊かな生活環境の創出に貢献します。
- 美しく個性的な景観は、観光をはじめ、国内や世界各地との交流を活発にする役割を担います。

「景観まちづくり」とは…

- 自分たちのまちの景観の魅力を楽しみ、貴重な資産として次世代に残せるように、わがまちの景観を維持・継承・改善するための様々な取り組みが行われています。それが景観まちづくりです。
- 景観まちづくりは、現在の良好な景観を大事に保全することだけでなく、新たに、現代的で美しく魅力的な景観をつくりだすことも含みます。
- 清掃や緑化など、日々の暮らしに根ざした、まちの景観を整えるための地道な活動も、良好な景観まちづくりに貢献しています。



景観まちづくり教育の大きな枠組み

景観まちづくり教育を展開する枠組みとして、大きく「景観に対する関心喚起」と「景観まちづくりに対する動機づけ」の2つのアプローチが設定できます。これらに並行的に取り組むことが必要です。

景観に対する関心喚起

- まずは、より多くの方々に、景観に関心を持ってもらうことが大切です。そのためには、様々な場面を利用して、講座やイベントの開催などを通じ、地域の景観の問題に触れる機会を設けることが有効な方法です。
- やり方は様々ですが、それぞれの人の興味・関心や、日常生活に関わる身近な動機を入り口として景観に触れられるように工夫をすると効果的です。
- 身の回りの清掃や緑化などの日々の暮らしに根ざした活動も、良好な景観の形成に貢献する取り組みであり、自分も景観まちづくりの関係者なのだ、という意識を持ってもらうことが大切です。その上で、対象者の関心や習熟度に応じて、様々な知識を伝達していくようにしましょう。

景観や景観まちづくりの
大切さを理解してもらおう！

様々な機会を通じて景観や景観まちづくりに対する関心を喚起する。

住民等を対象として景観や景観まちづくりに関心を持てる講座やイベント等を開催

- 住民等を幅広く対象として、景観や景観まちづくりに関連する講座やイベント等を開催し、地域の景観に目を向け、その価値や意義についての理解を促進し、景観まちづくりに積極的に参加してもらうための土台を築きます。
- 子どもを対象とする場合には、楽しんで取り組むことができ、子どもが自ら様々なことに気がつくように工夫をすることが大切です。



パラソルギャラリーによる
駅前大通りの彩りと賑わいの創出



市の景観百選を巡る
市民向けバスツアー

子どもたちを対象とする小・中学校での景観まちづくり学習を促進

- 小・中学校において、学区やまちの景観や景観まちづくりをテーマとした総合学習の授業や、関連する分野に景観まちづくりを盛り込んだ各教科の授業などを行い、幼少期から景観への関心を高めることで、将来、景観まちづくりに積極的に参加してもらう土台を築きます。
- また、保護者や地域の住民に対して、授業の支援を依頼したり学習成果を発信したりすることで、これらの人々に対する関心喚起にも繋がります。



総合学習の時間を利用した
地域の景観探索



保護者や地域の方々に
向けた学習成果の発表会

景観まちづくりに対する動機づけ

- 景観に対する関心の喚起と並行して、景観まちづくり活動に参加する動機付けを行うことが必要になります。
- できるだけ多くの人に関わってもらうためには、景観まちづくりを広く捉えることが大切です。例えば、公共施設の建設現場の見学会や竣工イベント、管理・運営への参加等も、動機付けの機会として利用することが考えられます。
- まずは、実際に景観まちづくりに触れて、その楽しさややりがい、効果等を感じてもらうことが有効です。さらに、長期的には、景観まちづくりの進め方や考え方、多様な関係者の存在、自らの役割などを体験的に学んでもらうことが目標となります。

景観まちづくりの楽しさや
効果を感じてもらおう！

実際の活動を通じて景観まちづくりに対する動機づけを行う。

行政による景観まちづくり事業を住民等との積極的な協働を図りながら推進

- 地域の景観特性を踏まえた公共空間の整備や、地場産材を用いた公共施設の建設、歴史的まちなみの整備など、行政による景観まちづくり事業を住民等との協働を積極的に図りながら推進することを通じて、様々な立場の人たちが、自らの立場で果たすべき役割や他の立場の関係者との協働について実践的に学習する機会とします。
- 企画・設計・施工等に関わる専門家や、地域の住民、地元の商業者、地場産業従事者など、関係者を広く捉えることが適切です。



地域のシンボルとなる駅舎
及び駅前広場の整備



浚渫と修景による歴史的な
堀の保存・再生

住民等による主体的・能動的な景観まちづくり活動を多面的に支援

- 沿道の植栽や公園の清掃、歴史的建造物を活用した商業施設整備、景観に配慮した建築物等のデザインの実現など、住民や事業者等による景観まちづくり活動を支援し、それぞれの立場の人たちが活動を通じて、地域の特性を踏まえ、地域の構成員として果たすべき役割や、取り組み可能な活動を学ぶ機会とします。



軒先に連なる柿すだれに
よる季節感の演出



歴史的な蔵を活用した
商業施設整備

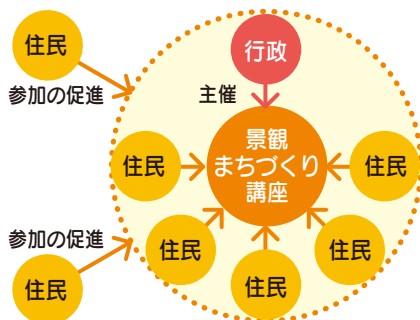
景観まちづくり教育の具体的な取り組み方

景観まちづくり教育の大きな枠組みに沿った具体的な取り組み方を例示します。それぞれのまちや地域の実情に応じた取り組み方を工夫することが大切です。

住民等を対象として景観や景観まちづくりへの関心を持てる講座やイベント等を開催

講座やイベントを主催する

- 住民等を対象とした講座やイベントを主催し、参加を促すことが考えられます。また、NPO 等が主催するものへの支援を行うことが有効です。
 - 講座やイベントの機会のづくり方には、以下のような方法があります。
- ① **不特定多数を対象に情報発信する**：人が多く集まる場所や機会を利用してイベント等を開催
 - ② **関連する分野の活動に盛り込む**：景観に関連する分野の様々な活動に景観まちづくりの観点を導入
 - ③ **様々な団体・組織を利用する**：既存の団体や組織を活用して人を集めて講座やイベントを開催
 - ④ **参加者を募集して行う**：地域の景観や景観まちづくり関連の講座やワークショップ等を実施



活用できます！

『景観まちづくり講座事例集』

住民等を対象として取り組まれている景観まちづくり講座等の多様な事例について、目的やプロセス、ポイント等を簡潔に整理しています。実施目的と機会のづくり方から参照できます。



『市民景観まちづくりリーフレット』

景観まちづくり略史や法制度解説など、市民等が景観まちづくりに関する基礎的な事柄を学ぶのに役立つリーフレットです。講座等の配布資料として活用できます。



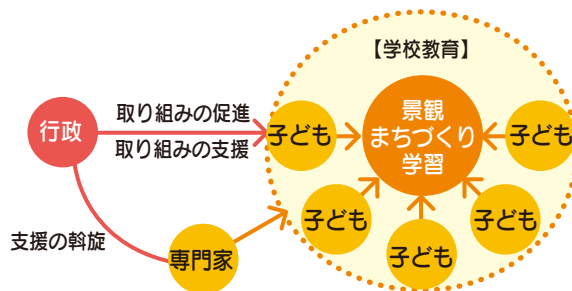
子どもたちを対象とする小・中学校での景観まちづくり学習を促進

教育関係者に取り組みを促す

- 教員や校長の研修会や勉強会等で、景観まちづくり学習の意義や効果を PR したり、行政の教育関係部署に対して働きかけたりすることで、取り組みを促すことが考えられます。

取り組みの支援を行う

- 授業等に際して自ら講師を務めたり、学習に協力する専門家を斡旋したりすることで、子どもたちの学習効果を高める支援を行うことが考えられます。また、地域の地図や景観写真、模型材料等を提供することも有効な支援策の一つとなります。



活用できます！

『発見！ わたしたちのまち 大好きなまち』

学校で景観まちづくり学習に取り組む際に活用できるツールで、「景観まちづくり学習の手引き」、「モデルプログラム」、「実践事例集」の3つがあります。学校で取り組むことの教育的な効果等も整理されていますので、教育現場や関係部署に積極的に PR し、取り組みの促進を図ることができます。



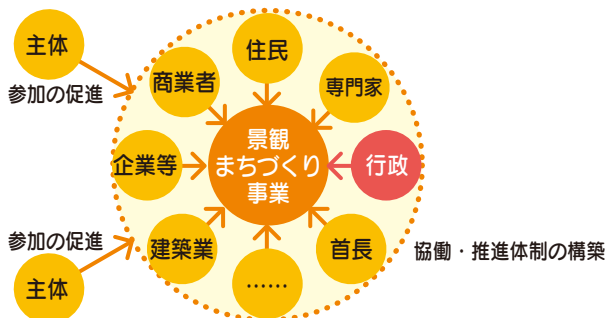
行政による景観まちづくり事業を住民等との積極的な協働を図りながら推進

良好な景観形成に向けた推進体制を構築する

- 優れた専門家等を交えた事業推進体制を構築するとともに、当該事業について総合的に議論する場を設けることなどが考えられます。様々な関係者の意見や役割が明確になり、共通理解が深まることが期待できます。

様々な立場の人々の参加を促す

- 様々な立場の人々を事業の関係者として位置づけ、協働により事業を進めることにより、当該事業の説明を通じて理解の深化を図ることなどが考えられます。「自分も関係者である」という意識を持ってもらい、景観まちづくり活動への積極的な参加を促すことにつながります。



活用できます！

住民等による主体的・能動的な景観まちづくり活動を多面的に支援

活動に対する支援制度を創設する

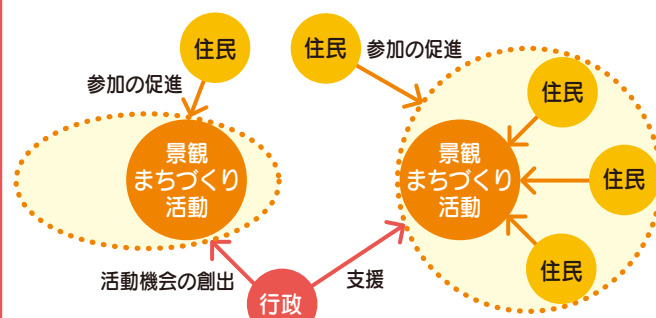
- 景観まちづくり活動に対する制度的・人的・金銭的な支援制度を創設し、活動の活性化や継続性の確保を図ることが考えられます。

既存の景観まちづくり活動への参加を促す

- 既に行われている活動への参加を促すことで、活動の楽しさややりがい、効果を実感してもらえる機会とすることが考えられます。また、必要に応じて既存の活動同士の連携を図ることも有効です。

活動機会を創出する

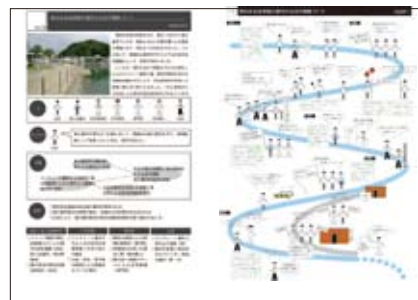
- アダプトプログラムや指定管理者制度等を活用するなど、新たな活動の場をつくることが考えられます。



活用できます！

『事例に学ぶ景観まちづくり』

地域で行われる様々な景観まちづくり活動について、そのプロセスや成功のポイント等を整理した事例集です。景観まちづくりに取り組むきっかけや動機づけ、継続性のポイントや多様な立場の関わり方などを整理しています。行政として、住民が取り組む景観まちづくりをどのように支援することが有効か、行政は景観まちづくりをどのように推進するか、などの点を参照して、具体的な景観まちづくりの支援や推進に役立てることができます。



『市民景観まちづくりリーフレット』

景観まちづくりに関する基礎的な事柄を学ぶのに役立つリーフレットも様々な場面で活用できるでしょう。



景観法の目的・理念・関係者の責務(景観法抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを旨とするものであることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第六条 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

◆本冊子で紹介している景観まちづくり教育のためのさまざまな資料等は、下記景観まちづくり教育ホームページで公表されています。本冊子と併せてぜひご利用ください。

景観まちづくり教育ホームページ：<http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gakushu/index.htm>

◆景観まちづくり教育のあり方を検討するにあたり、学識経験者で構成される懇談会を設置し、助言を得ながら検討を進めました。

懇談会委員

【座長】 進士 五十八 (東京農業大学地球環境科学部教授)
大野 秀敏 (東京大学大学院新領域創成科学研究科教授)
小澤 紀美子 (東京学芸大学教育学部教授)
篠原 修 (政策研究大学院大学教授)
西村 幸夫 (東京大学大学院工学系研究科教授)

(敬称略・順不同・所属は平成20年3月現在)